

## 概略数量発注方式試行要領

### (趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「工事等」という。）において、入札事務及び積算業務の効率化を図ることを目的として、概略数量発注方式により発注する場合の取扱いに関する事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概略数量発注方式とは、当初設計において、工種、種別又は細別（以下「工種」という。）の一部を一式計上により算出した予定価格を用いて、入札を行う方式をいう。
- (2) 一式計上とは、過去の同種工事等を参考にして、最新の労務・技術者単価及び資材価格を考慮して、対象工種の一式あたりの単価を算出し、対象工種の数量に「1」、単位に「式」、単価に「1式あたり単価」を計上することをいう。
- (3) 対象工種とは、一式計上した工種をいう。

### (対象工事等)

第3 概略数量発注方式の対象工事等は、長野県が入札公告を行う全ての工事等で、入札公告に概略数量発注方式であることを指定した工事等を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務・工事監理業務

### (対象工種)

第4 概略数量発注方式における対象工種は、以下に該当するものとする。

- (1) 当該工事等の主たる工種でない工種のうち、工事費または業務費に占める割合が少なく、予定価格への影響が小さい工種

### (当初設計書の作成)

第5 概略数量発注方式の当初設計書の作成については、次のとおりとする。

- (1) 対象工種の積算は、一式計上するものとし、入札公告時に一式あたりの単価を公表する。
- (2) 対象工種について、仕様が分かる図面等を添付する。
- (3) 現場説明書または特記仕様書<sup>注1)</sup>において、概略数量発注方式による試行工事等であることを記載するとともに、対象工種についても記載する。

### (入札参加者への周知)

第6 概略数量発注方式の場合は、入札公告及び現場説明書または特記仕様書により、概略数量発注方式による工事等であることを、入札参加者へ周知するものとする。

(着手後の協議等)

第7 発注者は、契約後に概略数量発注方式の対象工種の詳細な数量を受注者に提供する。

2 受注者は、第7条第1項に基づき発注者から提供された数量を含めて、建設工事請負契約書または委託契約書第18条第1項<sup>注2)</sup>に基づく照査を行う。

(設計変更及び変更契約)

第8 概略数量発注方式の対象工種の設計変更及び変更契約については、以下のとおりとする。

- (1) 受注者から提出された数量計算書等を精査した後、受発注者協議のうえ、変更数量を確定するものとする。
- (2) (1) の変更数量に基づき、設計変更を行うとともに、請負金額に増減が生じた場合は、受発注者協議のうえ、変更契約を締結する。
- (3) 設計変更及び変更契約については、上記(1)及び(2)によらず、受発注者協議の上、適宜行うことができるものとする。

注1) 農政部発注の工事または業務の場合は、特別仕様書とする。

注2) 建築設計業務の場合は、委託契約書第15条第1項とする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和元年12月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。